

【正上内公民館運営委員会規約】

(目的)

第1条 正上内公民館運営委員会は、地区内住民相互の交流と融和を密にして21世紀にふさわしい公民館活動を通して、明るく住みよい生活環境の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、正上内公民館運営委員会(以下「委員会」という)。

(組織)

第3条 この委員会は、正上内地区内に居住する住民で、区会へ入会した者をもって組織する。

(事業)

第4条 この委員会は、前条の目的達成と運営規定の定めるところにより、次の事業を行う。

- 1) 公民館の運営及び維持管理
- 2) その他目的達成に必要な事項

(事務所の所在地)

第5条 この委員会の事務所は、石岡市正上内12番12号、正上内公民館内に置く。

(会議)

第6条 この委員会の運営について、総会及び役員会を持つことができる。

(総会の時期)

第7条 総会の時期は、区総会に順じ、毎年4月上旬とする。

(総会の決議事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1) 規約及び運営の設定、改正など
- 2) その他委員会の運営に関する事項

(総会の決議方法)

第9条 総会の議決は、賛否過半数をもって決定する。

(役員会)

第10条 役員会は委員長が必要と認めるとき、または役員総数の3分の1以上の請求があったときに委員長が召集する。

(役員会の付議事項)

第11条 役員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- 1) 総会に提出すべき議案に関する事項
- 2) その他管理運営に関する事項

(役員会の議決方法)

第12条 役員会の議事は出席総数の過半数をもって決定する。

(役員)

第13条 委員会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-----|----------|
| 1) 委員長 | 1名 | (公民館長兼任) |
| 2) 副委員長 | 1名 | (副区長兼任) |
| 3) 幹事 | 6名 | (部長兼任) |
| 4) 副幹事 | 27名 | (班長兼任) |
| 5) 監事 | 2名 | (区会監事兼任) |
| 6) 会計 | 1名 | (区会会計兼任) |

(役員を選任)

第14条 役員は区総会において選任する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。
- 2) 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の仕事を代行する。
- 3) 幹事は、公民館業務など副委員長と連絡を密に行う。

4) 監事は、委員会の業務及び公民館の状況について年1回監査し、その結果を総会において報告する。

5) 会計は、委員会の会計事務を担う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、補欠役員任期は前任者の残り期間とする。

また、重任は妨げない。

また、副幹事任期は各班長の任期とする。

(経費について)

第17条 第4条の事業に要する経費は公民館の特別会計年度予算をもって充てる。

* 公民館の維持管理に必要な経費は、公民館資金を充て、不足時は区費を充当する。

(加入について)

第18条 新たに正上内地区内に居住し、加入希望される場合は、正上内区会規約の定めによる。

平成29年4月1日より分担金制は廃止とする。

(会計年度)

第19条 この委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

* 改版履歴

初版	平成13年4月1日	
2版	平成21年4月1日	会計年度他
3版	平成26年4月1日	幹事の数変更
4版	平成30年4月1日	第18条 分担金制は廃止
5版	2019年4月1日	改訂